

「いきいき菜園」利用のルール

基本事項

1. 使用料は、「納入通知書」により、必ず期日までに市指定金融機関で納めてください。
2. 分区園は、本人及びその家族がご利用できます。決して、第三者に貸してはいけません。
3. 分区園は、更新手続きを行うことで、最長5年間、継続利用することができます。（年度の途中から利用を開始した場合は、その年度の4月1日から起算して5年間です。）
4. 利用を更新または終了しようとする場合には、4か月前までに申し出てください。許可期間の途中で利用を終了する場合、既に納付されている使用料の還付は行いません。
5. 利用を終了する際は、分区園を元の状態に戻してください。なお、この作業は利用期間内に行ってください。
6. 住所が変わる場合は、早めにお手続きください。
7. いきいき菜園の維持管理、運営、利用者指導の目的に限り、市が委託する管理会社へ利用者の情報を提供する場合があります。

分区園利用上のルール

1. 農作業を行うことができる時間は、日の出から日没までです。（春・秋：6時～18時、夏：5時～19時、冬：7時～17時を目安とします。）
2. 分区園及びその周辺園路等の草取りを行い、適正に管理してください。また、年数回、利用者共同での共用部分の草取り当番がありますので、ご協力をお願いします。
3. 農作業に必要な道具は、各自でご用意ください。また、農機具庫は、皆さんで使う施設ですので、収納できる道具は1つとし、必ず名前を書いてください。
4. 農薬を使用する場合は、関係法令等を遵守し、適正に行ってください。特に周りの分区園や周辺地域へ飛散しないよう十分配慮してください。
5. 肥料の使用は、施肥基準等を守って適正に行ってください。
6. 市は、収穫物の損失に対する補償は行いません。

その他マナー

1. ごみは各自で持ち帰ってください。
2. 駐車場は、譲り合ってお使いください。また、道路には絶対に駐車しないでください。
3. 農園には道具箱や鉢、プランターなどを置かないでください。
4. 騒音や悪臭等で周辺に迷惑を掛けないように十分配慮してください。
5. 収穫した物を売るなど、農園で販売行為をしないでください。
6. 農園では、貼り紙を貼ったり、広告を掲示したりしないでください。

※ 上記に違反した場合は、利用許可を取り消す場合があります。

《お問合せ》： 浜松市役所 緑政課 緑政・保全グループ
〒430-0923 浜松市中央区北寺島町 617-6
電話 053-457-2565 FAX 050-3535-5217